

## 令和2年第11回別府市農業委員会総会議事録

日 時	令和2年11月5日(木) 午後2時00分		
場 所	別府市上下水道局 3階会議室		
招集者	別府市農業委員会 会長 久保 賢一		
次 第	日程第1 議事録署名委員の指名 日程第2 議事		
	議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について 報告第1号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届 (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届		
出席委員	7名	※ 番号は議席番号	
	1番 久保 賢一	2番 佐藤 進蔵	
	3番 後藤 利夫	4番 小畑 義宏	
	5番 齊藤 孝一	6番 藤内 宣幸	
	7番 星野 賢一		
欠席委員	0名		
出席職員	事務局長 塩出 政弘	主査 加藤 満江	主査 吉岡 千紘

午後2時00分 開会

(局長) それでは、只今より令和2年第11回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は7名で、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたことを、ここに、ご報告申し上げます。

ここでお願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。

また、離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、会長よろしくをお願いいたします。

(会長) 皆さん、お疲れ様です。

まず、今回の総会には農地利用最適化推進委員の方々もお越しいただき、誠にありがとうございます。お礼申し上げます。

皆さんにおかれましては忙しい日々をすごしていることと思っておりますが、朝夕も寒さが激しくなってきていますので、体調には十分お気をつけていただきたいと思っております。

今日は総会後に行政相談懇談会を15:00から行う予定になっています。少し長い時間になりますが、現状の農業者のため、また、これからの別府市の農業の発展のために、意見や要望をお聞かせいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか？

(委 員) 異議なし

(議 長) ご異議がないようでありますので、2番佐藤進蔵委員、3番後藤利夫委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましても、事前に皆さんにお送りさせていただいておりますので、審議事項以外の部分につきましても、説明を省略し、ご質問等がありましたらお受けしたいと思います。

それでは、只今より、令和2年第11回別府市農業委員会総会をはじめたいと思います。

まず、はじめに、本日の議案について事務局から説明をお願いします。

(事務局) ご説明いたします。本日の総会議案につきましても、お手元にお配りしております、別府市農業委員会総会議案の2枚目でございますのでご覧いただきたいと思います。

第11回別府市農業委員会総会次第でございます。

これから4の議事に入ります。第1号議案が1件、報告が第2号まで9件であります。

それでは、議長よろしくお願いいたします。

(議 長) それでは議事には入ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

申請番号1番より事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは議案の1ページをお開きください。議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について 番号1 利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者も別府市の方です。区分、都市計画区域外、農振地域・農用地区域。利用権を設定する土地、大字内成、田、現況田、1,057㎡です。利用権の種類、使用貸借。利用方法 田。利用期間 令和2年11月5日から令和7年11月4日。設定理由 利用権を設定する者、耕作困難なため。利用権を受ける者、経営規模拡大のため。以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。  
それでは、地元の後藤委員さんから補足説明をお願いします。

(後藤委員) この兩名のことについては園田推進委員がよくご存じなので園田推進委員から説明をお願いします。

(園田推進委員) では、ご説明させていただきます。貸し手と受け手は家が近所でございます。利用権の設定をする土地も近くでございます。きっと、うまく運営していただけると確信しております。受け手はここだけではなくて他にも借りて農地を作っています。以上です。

(議長) 只今、事務局及び園田委員から説明が終わりました。何かご意見ご質問はございませんか。

(藤内委員) 9月の総会の際に利用内容・方法・期間等の賃貸支払に直接となっていたが直接とはどのような意味なのか。  
今回、斜線を引いているのは無償での貸し借りなのか確認したいので

すが、以上です。

(事務局) お答えいたします。直接と言うのは支払い方法が直接お金を支払うという事でございます。  
今回は使用貸借なのでお金のやり取りが発生しないので斜線で賃貸支払はなしという事です。

(議長) よろしいでしょうか、他にご意見、ご質問もないようであります。  
それでは、議案第1号申請番号1について、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし

(議長) 異議なしとのことであります。  
議案第1号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」の申請番号1については、申請のとおり許可することに決定いたしました。  
ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。  
報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届番号1について、何かご質問等があれば、お受けいたします。  
何かありますか。

(小畑委員) 申請の土地と住宅用地の面積が違いますが問題はないのですか。

(事務局) お答えいたします。申請の土地の一筆は1,322平方メートルなんで

すが、その中の施設に使うのが 748, 91 平方メートルなので問題は  
ありません。転用する土地は 1, 322 平方メートルになります。以上  
でございます。

(議 長) よろしいでしょうか、他に質問はございませんか。  
特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第 5  
条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届番号 1 から番号 8 までにつ  
いて、何かご質問等があれば、お受けいたします。  
何かありますか。

(藤内委員) 持分 2 分の 1 という記載が所有権移転だと思うのですが、その持  
分 2 分の 1 を記載するところによって申請の土地の面積とかどっかに  
影響するのかなと、いうことが知りたいということです。あくまで  
も、この申請人の住所とか氏名ということなので、他一名というこ  
とは 2 名で所有しているということですので、個人の持ち分は 2 分  
の 1 ということになりますので、あえてこの持分 2 分の 1 を書く必  
要があるのかなということでございます。

(事務局) それでは補足説明いたします。これは登記簿の登記事項証明の所有  
者を明記しているものです。所有者の持分 2 分の 1 だけに移転する  
のではなくて全部で一になる土地を移転するということです。省  
略しているが土地の面積などには影響はありません。以上です。

(藤内委員) 共有していることはわかります。持分 2 分の 1 をもっていることは  
わかるのであえてそれに転記することが必要なのですか

(事務局) 現状、持分2分の1は登記簿に載っていることをそのまま記入しているため持分2分の1を記載するかは、今後の検討課題としますのでご了承いただきたい。

(議長) よろしいでしょうか、他に何かご質問等はありませんか、他にご質問等もないようであります。報告第1号(1)から(2)につきましては報告事項でありますので、ご了承ください。  
以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

14時55分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長      会      長      印

署名委員      2 番 委 員      印

署名委員      3 番 委 員      印